

NHK 受信料裁判への支援のお願い

- (1) 昨年10月、奈良の会の一会員に、奈良簡易裁判所より、NHK受信料を支払うよう督促がきました。当会員は、NHKの報道内容が余りにも酷いもので、やむなく受信料の支払を凍結しています。

NHKの報道番組は、放送法で定められている「政治的に公平であること」「報道は事実を曲げないこと」、「意見が対立問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」から著しく逸脱しています。

特に、萩井会長就任（2014年1月）以降、政府の広報機関化が進み、最近では、“アベチャンネル”と言われています。

- (2) 本裁判は、受信料支払問題を通して、放送法の規定に基づいた番組提供をNHKに迫ろうとするものです。報道の自由を守り、平和を守ることにつながります。そこで、6人の弁護士による強力な弁護団が結成され裁判に臨みます。皆さま方には、カンパ、裁判傍聴のご支援を心からお願い申し上げます。

①カンパ 郵貯銀行への振込み

- イ. 振込者が郵貯口座を持っている場合（口座間振込につき振込料金不要）
記号入力 009905
番号入力 331216
- ロ. 振込者が郵貯口座を持っていない場合（振込料金ご負担）
口座記号番号 00990-5-331216
口座名称（漢字）NHK問題を考える奈良の会

- ②裁判傍聴 奈良地方裁判所での第1回口頭弁論期日が3月4日（金）10時に決まりました。多くの方々の傍聴をお願いします。

（案件の社会的影響、重要性に鑑み奈良地方裁判所での審理を要請し、認められました。奈良地方裁判所は、近鉄奈良駅1番出口を東へ約200mにあります。）

* NHKの受信料について

- (1) 国の法律（放送法）でテレビを設置すれば、NHKと「受信契約」を結ぶことが義務づけられていますが、受信料は、放送法ではなく、NHKの規則（放送受信規約）で支払が定められています。
- (2) 受信料の支払は、無条件の義務ではありません。視聴者とNHKが交わす「受信契約」という双務契約の上での支払義務です。NHKが公共放送としてしての責務が履行（特に、政府からの自立）されないならば、視聴者には、受信料支払を一時停止、保留する権利があります。

以上